三十五、株式会社ゆつぼ本舗に対する件

昭和四十三年(排)第二十九号

排除命令

石川県加賀市動橋町イ二十三

株式会社ゆつぼ本舗

右代表者　代表取締役　新崎友正

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社ゆつぼ本舗は、その販売する小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品およびこれと同種の観光土産品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約三割弱に相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただ

し、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社ゆつぼ本舗（以下「ゆつぼ本舗」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

ゆつぼ本舗は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品（別添写真参照）を昭和三十八年頃から自社工場において製造し、石川県内の地域に販売している。

当該商品は、くるみ餅七個が縦二十七・二センチメートル、横十四センチメートル、高さ一・七センチメートル（総容積約六百四十七立方センチメートル）の包装箱に詰められ、その包装箱の周囲は、幅一・五センチメートルから二・〇センチメートルにいたる波状の枠がほどこされ、その箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは、当該くるみ餅が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記波状の縁取りの下に、幅一・三センチメートルの額縁状の枠がほどこされ、ボール紙で、高さ〇・九センチメートルにあげ底されており、その上に、縦十一センチメートル、横三・五センチメートル、高さ〇・七センチメートル（体積約二十六・九立方センチメートル）のくるみ餅を七個（総体積約百八十八立方センチメートル）ならべたものであつて、結局、くるみ餅七個の総体積は、包装箱の総容積の約三割弱にすぎない。

よつて、ゆつぼ本舗は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、ゆつぼ本舗の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

